

犯罪被害者等支援に特化した条例制定の背景

1. 関係団体の主な動向

(1) 国

- ・犯罪被害者等基本法の制定（平成16年）
地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有すると規定。
- ・第3次・第4次犯罪被害者等基本計画（平成28年，令和3年）
地方公共団体における犯罪被害者等の支援に関する条例の制定を促進する内容が盛り込まれ、支援に特化した条例を制定する動きが全国的に広がる。
- ・犯罪被害者等施策推進会議（令和5年6月）
「地方における途切れない支援の提供体制の強化」等の取組実施を決定。
- ・有識者検討会の提言（令和6年4月）
「特化条例の制定」や「犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実強化」等が求められる。（資料1-1）

(2) 北海道

- ・北海道犯罪被害者等支援条例の制定（平成30年）
- ・多機関ワンストップサービスの開始（令和7年11月）
「犯罪被害者等支援コーディネーター」の配置，関係機関が連携した支援体制の整備

(3) 全国・全道の条例制定状況（令和7年4月現在）

市区町村数		安全安心まちづくり条例等の 制定数（割合）	
			うち特化条例
全国	1,721	1,231 (71.5%)	1,083 (62.9%)
全道	178	177 (99.4%)	93 (52.5%)

令和7年度犯罪被害者白書より

【本市による調査の結果（令和7年7月実施）】

- ・全国中核市：61市のうち約7割が制定済
- ・道内主要市(人口5万人以上)：14市のうち約2割が制定済
- ・渡島・檜山管内：17自治体のうち約9割が制定済

2. 函館市の現状と課題

(1) 函館市の現状

- ・函館市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定（平成19年）
「犯罪防止」と「被害者支援」が包括された内容
- ・総合的対応窓口（資料2）
情報提供や専門機関等の紹介

(2) 今後の課題

- ・総合的対応窓口における伴走的対応（被害者の負担軽減）
- ・既存の各種制度・サービスの確実な活用促進
- ・犯罪被害者支援に特化した施策の展開

3. 条例制定の理由

犯罪被害者等が平穏な暮らしを取り戻すためには、行政の支援だけでなく、市民等や事業者の理解と協力のもと、社会全体で支援に取り組むことが重要であることから、本市においては、国や北海道の施策進展に合わせ、市、市民等および事業者の責務を明確化するとともに、支援施策を推進するため、犯罪被害者等に特化した条例を制定するものである。